



## 戦争法の廃止を！！

安倍政権は、9月19日未明、日本を「海外で戦争する国」につくり変える戦争法（安保関連法）を参議院本会議で強行に成立させました。これに先立つ17日の参議院特別委員会では、公聴会後の報告も審議も飛ばし、与党議員が議場を混乱に陥れるなか、暴力的で不正義な採決を強行しました。安倍政権のこのような暴挙に深い憤りと怒りを禁じ得ません。断固として抗議します。

戦争法が国会に5月に上程されて以来、過半の国民が反対し、8割以上は今国会で成立させるべきではないと表明しています。8月30日には12万人が国会を包囲し、全国では100万人が「戦争させない」、「九条壊すな」の声を上げました。9月中旬以降は、激しい雨の日であっても連日数万人が「戦争法案廃案」の要求を掲げ国会の正門前や周辺を埋め尽くしました。広範な国民の声を踏みにじって戦争法を強行採決したことは、権力の横暴で、議会制民主主義をないがしろにする許しがたい暴挙です。

戦争法は、戦闘地域での米軍の後方支援（兵站活動）、戦乱が続く地域での治安活動、駆け付け警護や任務の遂行での武器使用、米艦船警護の武器使用、他国防衛のための集団的自衛権行使などが盛り込まれています。どれも、自衛隊の武力行使を認めるもので、戦争法が憲法に違反することは明白です。

憲法学者、弁護士、最高裁判所元長官、歴代の内閣法制局長官らが、衆参の特別委員会で、戦争法を憲法違反であると指摘していることを無視して強行採決した安倍政権の独裁政治は、立憲主義を否定するものです。

南スーダンでの自衛隊のPKO活動は、その任務を「施設整備」から、来春以降「駆けつけ警護」や「宿営地の共同防衛」に拡大することが検討されています。他国のPKO要員が武装集団などに襲われれば、自衛隊が駆けつけ、戦闘に乗り出す危険が生まれます。同時に、相手の武装集団が日本を標的にして攻撃を仕掛けてくることも避けられません。集団的自衛権を行使して、米国の艦船を攻撃する敵国に日本が攻撃を仕掛ければ、日本は敵国から報復されるでしょう。

戦争法は日本を、殺し、殺される国につくりかえていきます。

私たちの選択は戦争する国ではありません。戦後70年にわたって築いてきた平和ブランドを掲げる国家です。平和への歩みを止めてはなりません。戦争法案に反対する、全国に広がった国民の運動を共同して発展させ、戦争法をただちに廃止に追い込みましょう。集団的自衛権を認めた昨年7月の閣議決定も撤回させましょう。

代田・九条の会は、7月以降ほぼ毎週、戦争法案の廃案を求める署名活動に取り組み350余筆の署名が寄せられました。全国の署名は520万筆となり、国会の審議に大きな影響を与えたと確信しています。戦争法の廃止を求め、憲法九条を守り・活かす運動を続けていきましょう。（代田2丁目・坂本 功）



## 違憲〈戦争法案〉強行採決に憤る！

連日国会前は戦争法案反対の集会が行われ人が溢れていた。9月14日に代田9条の会から数人参加だったが、私は誰とも会えず国会に向かって混み合う右側から左側の歩道に移った。煌々と真っ白にライトアップされた国会議事堂を見つめていたとき、続々と詰めかける人の波が機動隊による封鎖の柵を押し破って車道に溢れ出た。私もその波に乗った。ちょっとした快感だった。野党の党首、大江健三郎、鎌田慧、落合恵子など各氏の話に耳を傾けシュプレヒコールの声を挙げた。参加者は4万5千人だった。

この後も国会前に足を運んだが、17日は参院特別委員会での鴻池委員長の不信任動議の行方をテレビで凝視していた。その動議が否決されるや、いきなり与党議員が委員長を取り囲んだ。その周りを野党議員が囲み、押し合っているすきに着席していた与党議員が起立した。テレビが法案可決を告げた。何が起きたのか解らなかった。公述人に語らせたまま、それを踏まえた審議もしないで、だまし討ちのような強行採決！許せない！このことはしっかり記憶に留め、この法を行使させないように監視の目を厳しくするとともに、次選挙に向けて運動を粘り強く広げていかななくてはとの思いを強くした。（代田5丁目・日暮 恵子）

## 集会等の紹介

10月19日(月) 午後6時半～

私たちはあきらめない！戦争法廃止！安倍内閣退陣！国会正門前集会

会場：国会議事堂周辺

主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

\*この後も、戦争法案が可決された「毎月19日は、国会前に集まろう！」としています。

10月26日(月) 午後6時半～

戦争法 NO! Yes Peace 世田谷のつどい

世田谷区民のリレートークと小林 節さんのお話

制服向上委員会のミニコンサート

会場：成城ホール(小田急線成城学園前下車・徒歩約5分)

主催：生かそう憲法！今こそ9条を！世田谷の会



11月3日(火・文化の日) 午後1時半～

代田・九条の会 7周年のつどい

講演：「戦争法廃止・改憲阻止の展望と九条の会の課題」

小澤 隆一さん(憲法学者・慈恵医科大学教授・九条の会事務局員)

合唱：東京年金者合唱団のみなさん

会場：都民教会(小田急線/井の頭線・下北沢駅西口下車・徒歩約5分)

主催：代田・九条の会



11月7日(土) 午後1時半～

世田谷・九条の会 結成10周年のつどい

講演：高田 健さん(戦争法廃止総がかり行動実行委員会・九条の会事務局員)

合唱：南部合唱団

会場：世田谷区民会館・集会室

主催：世田谷・九条の会

## 日本国憲法 (抜粋)

### 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

**第9条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう～

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。  
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。